

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2025年

1

月号

職場内で回覧を
お願いいたします

新年のごあいさつ

あけましておめでとうございます。謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年中は、当協会の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、高齢化の進展や医療技術高度化に伴う医療費の増加という環境下で、加入者の皆様の健康の保持・増進と、医療費の適正化を同時に推進していくことが国民皆保険の一端を担う者としての責務であると考えております。

その具体的な取り組みとして、生活習慣病予防健診や特定保健指導の実施、生活習慣病の重症化予防、事業主様との協働によるいわゆる「コラボヘルス」や「健康経営」の推進、ジェネリック医薬品の使用促進などに本年も更に注力してまいります。

健康保険制度に関する大きな改正事項として、昨年12月より健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに変更されました。当面は、健康保険証、資格確認書を含めた三つの形態が併存します。

健診結果や服薬情報の共有が可能となるなど、マイナ保険証は医療の高度化、効率化に不可欠の仕組みであり、行政手続きのデジタル化の基本をなすものと位置づけられます。マイナ保険証のメリットをご理解いただき、利用促進にご協力をお願いいたします。

加入者の皆様の健康増進や質の高いサービスを提供するため、本年も一層業務に精励する所存でございますので、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして幸多き年でありますよう心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和7年 元旦 全国健康保険協会 山形支部

支部長 丹野 晴彦

健診管理を便利に！ 情報提供サービスについて

協会けんぽでは、毎年生活習慣病予防健診の対象者一覧を事業所さまに送付しておりますが、情報提供サービスにてダウンロードしていただくことも可能です。ご利用には事前にユーザーIDの申請が必要となりますのでご注意ください。

情報提供サービス ご利用の流れ

STEP1

協会けんぽのホームページより利用申請する

利用申請についてはこちら▶



STEP2

協会けんぽからユーザーIDとパスワードが届く(郵送)
※お届けまでの目安は1週間程度

STEP3

- ① 操作マニュアルのダウンロード
- ② ダウンロードパスワードの設定(初回のみ)

STEP4

健診対象者一覧をダウンロード

※次年度分の対象者一覧は例年2～3月からダウンロードできます

【対象者一覧の利用方法(例)】

- ・対象者一覧をダウンロードし、支店ごとの健診受診者リストを作成する
- ・従業員の健診予約状況の管理

等々…



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

退職される方へお伝えください！ 退職後の健康保険について

退職後の健康保険は、下記いずれかにご自身で加入する手続きが必要です。加入先によって、加入条件や毎月納める健康保険料額等が異なりますので、比較・ご検討のうえ、お手続きください。

加入先	協会けんぽの 任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること (郵送の場合は20日以内必着)	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	・ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること (ご家族の勤務先にお問い合わせください)
保険料	在職時の約2倍(上限あり) ※ただし、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	被扶養者は原則として保険料負担がありません

【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7225 (音声案内1番)

資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

【対象者】

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方

【お問い合わせ先】 マイナンバーコールセンター 0570-015-369 (8:30~17:15 土日祝除く)

事故等にあった際は「第三者行為による傷病届」をお忘れなく

交通事故や喧嘩など、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けた時には「第三者行為による傷病届」のご提出をお願いします。すぐに提出ができない時は、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、後日できるだけ早く届書の提出をお願いします。

詳細は
こちらから



【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7225 (音声案内3番)

山形支部LINE公式アカウントにて健康情報配信中！(月2回程度)

お友だち登録はこちらから ▶

